

肥料価格高騰対策緊急整備事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1 知事は、肥料価格高騰による農業経営への影響緩和を図るとともに化学肥料の使用量の低減を進めるため、農業者及び団体に対し、予算の範囲内で補助金を交付するものとし、その交付に関しては、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「適正化法」という。）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号。以下「適正化法施行令」という。）、農林畜水産業関係補助金等交付規則（昭和31年農林省令第18号。以下「交付規則」という。）、和歌山県補助金等交付規則（昭和62年和歌山県規則第28号。以下「規則」という。）及びこの要綱に定めるところによる。

(事業実施主体)

第2 この要綱において「事業実施主体」とは、農業者、農業協同組合・農業協同組合連合会、農事組合法人（農業協同組合法(昭和22年法律第132号)第72条の10第1項に規定する事業を行う法人をいう。）、農地所有適格法人（農地法(昭和27年法律第229号)第2条第3項に規定する法人をいう。）、農業者等をもって組織する団体（法人でない団体にあつては、代表者の定めがあり、かつ、組織及び運営に関する規約が定められているものに限る。）並びにこれらの団体を主たる構成員とする協議会及びその他知事が認める団体をいう。

(補助対象事業)

- 第3 補助金の交付の対象となる事業は、事業実施主体が行う別表に掲げる整備事業とする。
- 2 事業の対象となる農業機械は、耐用年数がおおむね5年以上20年以下のものであること。
 - 3 運搬用トラック、フォークリフト、ショベルローダー、バックホー等農業経営の用途以外の用途に容易に供されるような汎用性の高いものではないこと。
 - 4 個々の事業内容について、事業実施年度内に完了すること。

(補助対象経費、補助率及び補助金の額)

- 第4 補助対象事業における補助対象経費及び補助率は、別表に定めるとおりとする。また、算出された補助金額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。
- 2 補助金の上限額は、1事業実施主体2,000千円以内とする。

(交付申請書の添付書類の様式)

第5 規則第4条に規定する補助金等交付申請書に添付すべき書類の様式等は、次のとおりとする。

書 類	様 式	提出部数
事業計画書	別記第 1 - 1 号様式	正副各 1 部
事業計画明細書	別記第 1 - 2 号様式	
収支予算書	別記第 2 号様式	

2 この補助金の申請に際して、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助金額を補助対象経費で除して得た割合を乗じて得た金額をいう。以下「消費税等仕入控除税額」という。）がある場合には、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかでない場合は、この限りでない。

（交付条件）

第 6 規則第 6 条の規定により補助金の交付に付する条件は、次に掲げるとおりとする。

（1）次に掲げる事項のいずれかに該当する場合には、あらかじめ知事の承認を受けること。

ア 補助事業の内容を変更（軽微な変更を除く。）しようとする場合

イ 補助事業に要する経費の配分（当該補助対象事業費の 30 パーセント以下の配分変更を除く。）を変更しようとする場合

ウ 補助事業を中止し、又は廃止しようとする場合

（2）前号イに該当しない経費の配分の変更又は総事業費の変更については、肥料価格高騰対策緊急整備事業軽微変更届（別記第 3 号様式）により知事に報告しなければならない。ただし、事業完了時点で事業費の軽微な変更が判明した場合は、実績報告をもって替えることができる。

（3）補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は当該補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに知事に報告してその指示を受けること。

（4）補助金の交付を申請するに当たって、当該補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかでないため、消費税相当額を含めて申請した事業実施主体は、次の条件に従うこと。

ア 実績報告を提出するに当たって、事業実施主体において当該補助金に係る消費税等仕入控除額が明らかになった場合には、これを補助金から減額して報告しなければならない。

イ 実績報告の提出後に、消費税の申告により事業実施主体において当該補助金に係る消費税等仕入控除税額が確定した場合には、その金額（実績報告においてアの規

定により減じた額を上回る部分の金額)を仕入れに係る消費税等相当額報告書(別記第4号様式)により速やかに知事に報告するとともに、知事の返還命令を受けてこれを返還しなければならない。

- (5) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業完了後においても善良な管理者の注意を持って管理するとともに、補助金交付の目的に従ってその効率的な運営を図らなければならないこと。
- (6) 前号の財産は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号。以下「大蔵省令」という。)に定められている耐用年数に相当する期間内(ただし、大蔵省令に定めのない財産については、農林水産大臣が別に定める期間内)において知事の承認を受けずに、補助金交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならないこと。
- (7) 補助金の収支に関する帳簿を備え、領収書等関係書類を整理し、並びにこれらの帳簿及び書類を補助金の交付を受けた年度の翌年度から起算して5年間保管しなければならないこと。

加えて、事業により取得し又は効用の増加した財産のうちその従物並びに1件当たりの取得価格50万円以上のものについて、当該取得財産等の処分制限期間中は財産管理台帳(別記第9号様式)その他関係書類を整備保管しなければならない。

(事業計画の変更)

- 第7 第6の(1)のア又はイの規定により知事の承認を受けようとする場合には、肥料価格高騰対策緊急整備事業計画変更承認申請書(別記第5号様式)に変更事業計画書(別記第1-1号様式)、変更事業計画明細書(別記1-2号様式)及び変更収支予算書(別記第2号様式)を添付して知事に提出しなければならない。ただし、次条の規定による補助金の変更交付申請を行う場合は、これを省略することができる。
- 2 第6の(1)のウの規定により事業を中止し、又は廃止しようとする場合には、肥料価格高騰対策緊急整備事業中止(廃止)承認申請書(別記第6号様式)を知事に提出しなければならない。

(補助金の変更交付申請)

- 第8 補助金の交付決定後の事情により補助金の変更交付を申請しようとする場合には、肥料価格高騰対策緊急整備事業補助金変更交付申請書(別記第7号様式)に変更事業計画書(別記第1-1号様式)、変更事業計画明細書(別記1-2号様式)及び変更収支予算書(別記第2号様式)を添付して知事に提出しなければならない。

(実績報告書の添付書類の様式等)

- 第9 規則第13条に規定する補助事業等実績報告書に添付すべき書類の様式等は、次のとおりとする。

書 類	様 式	提出部数	提出期限
事業実績書	別記第1-1号様式	正副各1部	補助事業完了後30日以内又は当該年度の3月31日のいずれか早い日
事業実績明細書	別記第1-2号様式		
収支精算書	別記第2号様式		

(補助金の概算払)

第10 事業実施主体は、規則第16条第2項の規定による概算払を受けようとするときは、肥料価格高騰対策緊急整備事業補助金概算払請求書(別記第8号様式)にその請求額の内訳を示す書類その他知事が必要と認める書類を添えて、知事に提出しなければならない。

(書類の経由)

第11 規則又はこの要綱に基づき提出する書類は、事業実施主体の所在地を管轄する振興局長を経由しなければならない。ただし、複数の振興局管内に事業実施地が存在する場合は、この限りでない。

(その他)

第12 この要綱に定めるもののほか、事業実施について必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和5年6月30日から施行する。

別表(第3、第4関係)

事業	対策	補助対象経費	補助率
整備事業	化学肥料及び肥料コストの低減	化学肥料及び肥料コストの低減に資する農業機械の導入	補助対象経費(消費税及び地方消費税相当額を除く)の3分の1以内

(注) 補助対象となる農業機械については、肥料価格高騰対策緊急整備事業実施基準に定める。

別記第1-1号様式(第5、第7、第8、第9関係)

(変更)事業計画(実績)書

1 事業目的(変更理由)

2 事業内容

事業実施主体名	対象品目	実施内容	受益戸数(戸)	実施面積(m ²)	実施場所	事業費(円)		負担区分(円)			実施期間		備考
						うち補助対象事業費		県費	市町村費	その他	着手(予定)年月日	納品(予定)年月日	
		小計											
合計													

3 事業完了(予定)年月日

4 添付書類

事業計画明細書(変更事業計画明細書、事業実績明細書)

(注) 変更があった場合、変更前を上段に()を付して記載し、変更後を下段に記載すること。

別記第1-2号様式(第5、第7、第8、第9関係)

(変更)事業計画(実績)明細書

対象品目	実施内容	受益者氏名	実施場所	実施面積(m ²)	機械の規格等	数量	事業費(円)		負担区分(円)			実施期間		備考
							うち補助対象事業費		県費	市町村費	その他	着手(予定)年月日	納品(予定)年月日	
小計														

添付書類

交付申請： 見積書の写し（規格、数量、単価等が記載されたもの）、カタログ
 法人・団体申請の場合は、役員名簿、受益者氏名が記載された会員名簿、
 定款及び団体規約

実績報告： 領収書、明細書の写し（規格、数量、単価等が確認が記載されたもの）、導入後の写真、

(注) 変更があった場合、変更前を上段に（ ）を付して記載し、変更後を下段に記載すること。

別記第2号様式（第5、第7、第8、第9関係）

（変更）収支予算（精算）書

1 収入の部 (円)

区 分	予算額（又は精算額）	備 考
県 補 助 金		
市 町 村 費		
そ の 他		
計		

2 支出の部 (円)

区 分	予算額（又は精算額）	備 考
計		

(注) 変更があった場合、変更前を上段に（ ）を付して記載し、変更後を下段に記載すること。

別記第3号様式（第6関係）

肥料価格高騰対策緊急整備事業軽微変更届

第 号
年 月 日

和歌山県知事 様

住所
氏名
又は団体名・代表者氏名

年 月 日付け 第 号で交付決定のあった標記事業について、下記のとおり事業計画を変更したいので、肥料価格高騰対策緊急整備事業補助金交付要綱第6の規定により報告します。

記

1 変更の内容

(単位：円)

	総事業費	補助金額
変更前		
変更後		
今回減(増)額		

2 変更の理由

別記第4号様式（第6関係）

仕入れに係る消費税等相当額報告書

第 年 月 日 号

和歌山県知事 様

住所
氏名
又は団体名・代表者氏名

年 月 日付け 第 号で交付決定のあった肥料価格高騰対策緊急整備事業補助金について、肥料価格高騰対策緊急整備事業補助金交付要綱第6の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

1 補助金等交付規則第14条による補助金の額の確定額 (年 月 日付け 第 号による額の確定通知額)	金	円
2 補助金の確定時に減額した仕入れに係る消費税等相当額	金	円
3 消費税及び地方消費税の申告により確定した仕入れに係る 消費税相当額	金	円
4 補助金返還相当額(3-2)	金	円

(注) 事業主体別の内訳資料、その他参考となる資料を添付すること。

別記第5号様式（第7関係）

肥料価格高騰対策緊急整備事業計画変更承認申請書

番 号

年 月 日

和歌山県知事 様

住所
氏名
又は団体名・代表者氏名

年 月 日付け 第 号で交付決定のあった標記事業について、下記のとおり計画変更したいので、肥料価格高騰対策緊急整備事業補助金交付要綱第7の規定により、承認を申請します。

記

1 変更内容

2 変更理由

別記第6号様式（第7関係）

肥料価格高騰対策緊急整備事業中止（廃止）承認申請書

番 号

年 月 日

和歌山県知事 様

住所

氏名

又は団体名・代表者氏名

年 月 日付け 第 号で交付決定のあった標記事業について、下記のとおり事業を中止（廃止）したいので、肥料価格高騰対策緊急整備事業補助金交付要綱第7の規定により申請します。

記

1 事業中止（廃止）の内容

2 事業中止（廃止）の理由

別記第7号様式（第8関係）

第 年 月 日

和歌山県知事 様

住所
氏名
又は団体名・代表者氏名

肥料価格高騰対策緊急整備事業補助金変更交付申請書

年 月 日付け 第 号で交付決定のあった標記事業について、下記
のとおり事業の内容を変更し、補助金 円の追加交付(又は減額承認)を受
けたいので、肥料価格高騰対策緊急整備事業補助金交付要綱第8の規定により申
請します。

別記第8号様式（第10関係）

肥料価格高騰対策緊急整備事業補助金概算払請求書

番 号
年 月 日

和歌山県知事 様

住所
氏名
又は団体名・代表者氏名

年 月 日付け 第 号で交付決定のあった標記事業について、肥料価格高騰対策緊急整備事業補助金交付要綱第10の規定により、下記のとおり請求します。

記

	金	円
内訳 交付決定額	金	円
既受領額	金	円
今回請求額	金	円
残 額	金	円

関係書類

請求の内訳

その他知事が必要と認める書類

財 産 管 理 台 帳

事業実施主体名

事業実施地区名				事業実施年度		令和 年度		補助金名		肥料価格高騰対策緊急整備事業補助金							
対 策 区 分	事業の内容					工期		経費の配分					処分制限期間		処分の状況		摘要
	事業種目	受益者氏名	工種構造 施設区分	施工箇所 又は 設置場所	事業量	着 工 年月日	竣 工 年月日	総事業費	負担区分				耐用 年数	処分制限年 月日	承 認 年月日	処分の 内 容	
									交付金	県費	市町村費	その他					
								円	円	円	円	円					
	計																
	計																
	合 計																

- (注) 1 処分制限年月日欄には、処分制限の終期を記入すること。
 2 処分の内容欄には、譲渡、交換、貸付け、担保提供等別に記入すること。
 3 摘要欄には、譲渡先、交換先、貸し付け先及び抵当権等の設定権者の名称又は交付金返還額を記入すること。
 4 この書式により難しい場合には、処分制限期間欄及び処分の状況欄を含む他の書式をもって財産管理台帳に代えることができる。